

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぼう

平成27年 11月5日
(2015年)
毎月3回5の日に発行
(購読料は会費に含む)

第1956・7号
定価 1部20円

発行 全国市議会議長会
〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03(3262)5234
旬報 TEL 03(3262)2309
発行人 井原 好英
<http://www.si-gichokai.jp>

市議会旬報

国と地方の協議の場が開催

「概算要求等」「地方創生・地方分権改革」を議論

国と地方の協議の場(平成27年度第2回)が10月14日、首相官邸で開かれ、岡下勝彦・本会会長(高松市議会議長)ら地方六団体の各代表が出席した。

協議事項は①平成28年度概算要求等②地方創生、地方分権改革の推進について。

会議冒頭、安倍晋三・内閣総理大臣から「地方版総合戦略の実施を強力に支援し、地方創生をさらに進める。地方分権改革についても強力かつ



国と地方の協議の場の模様

着実に改革を進めていく」などの挨拶があった。続いて、地方六団体を代表し、山田啓二・全国知事会会長(京都府知事)から「27年度に引き続き、28年度も14カ月予算を基準にして、どういう形で次の地域経済を作り上げるかを考えていただきたい。東京一極集中の是正については、総理の積極的なリーダーシップの下、取り組んでいただきたい」などの挨拶があった。

協議では、①について、まず、地方六団体の各代表がそれぞれ発言。岡下会長からは「地方税、地方交付税等の一般財源総額の充実確保をお願いしたい」としたほか、必要な歳出の地財計画への別枠計上、ゴルフ場利用税の現行制度堅持などの発言をした(発言内容は2面参照)。

その後、意見交換に入り、高市早苗・総務大臣から「一般財源総額については、経済財政再生計画において、平成30年度までの27年度地方財政

計画の水準確保が閣議決定されており、その方向に従い確保していきたい。ゴルフ場利用税については、維持すべきと認識しているが、さまざま

遠藤 地方六団体が意見交換

「遠藤東京オリンピック・パラリンピック大臣と地方六団体との意見交換会」が10月14日、中央合同庁舎8号館で開かれ、岡下勝彦・本会会長(高松市議会議長)ら地方六団体の各代表が出席した。

はじめに、遠藤利明・東京オリンピック・パラリンピック担当大臣から「東京オリンピック・パラリンピックは東京だけでなくなし得ない。全国の方が協力し、一体となり『日本オリンピック・パラリンピック』となって大きく盛り上がる。11月末には基本方針をまとめた」との挨拶があった。続いて、地方六団体を



意見交換会の模様

な意見もあるので十分に議論させていただきたい」などの発言があった。

②については、石破茂・地方創生担当大臣の説明の後、意見交換を行った。

なお、地方六団体は、「平成28年度予算概算要求等について」「地方創生、地方分権改革の推進に向けて」と題す

る各文書を資料として、あらかじめ提出している(本紙5面から2面参照)。

地方六団体提出資料、石破大臣が説明した資料などは内閣官房ホームページ(<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyouginhoba/>)に掲載されている。後日、国会報告と議事録も掲載される。

意見交換では、岡下本会会長から「①各国代表選手の事前合宿の誘致、観光プログラムの実施などを通じ、開催効果の全国への波及②共生社会の観点からオリンピック・パラリンピック両大会の選手に配慮した上で、スポーツを科学的に研究支援する地方拠点施設の設置③開催を契機にスポーツの持つ多様な効果を活用し子どもから高齢者まで健康で生きがいを持つ社会の構築のため、特に、自治体が進めるスポーツを活用した、まちづくりや地域づくりに対する支援④関連施設へのアクセス強化に向けた交通通信インフラの整備や、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー環境整備の促進」を要請した。

の充実を図ること。

訪日外国人旅行者に対する取組支援

- 地方を周遊する訪日外国人旅行者の満足度を向上させるため、ボランティアの育成、無料公衆無線LAN、多言語表示板や観光案内所等の施設整備への支援を充実すること。また、訪日外国人旅行者の一層の増加を図るため、ビザの免除や数次ビザ適用国の拡大など、ビザ発給要件の更なる緩和を図ること。さらに、各地方の魅力ある資源を有効活用し、地方を訪れる訪日旅行者の拡大を図る取組を拡充すること。なお、安全・安心を確保するため、治安対策及び感染症対策についても万全を期すこと。

6 多極型・多軸型国土の形成

道路や鉄道などの社会資本は、地域に暮らす人々の生活を支え、産業振興に不可欠な資産である。こうした社会資本は、地方創生の実現にあたって重要な役割を果たすものであり、社会資本整備が進んでいない地域は、安心して暮らし、人を呼び込み、経済を活性化させて雇用を増やす、といった取組を進める上で、大変不利な状況下にある。

また、多極型・多軸型国土の形成に向けて、社会資本整備を進めることにより、結果として災害に強い地域がつけられる。

そのため国は、社会資本整備に関し、以下の取組を進めていただきたい。

地方創生を支える基盤の地域間格差是正

- 全国の高規格幹線道路網の整備状況を見ると、ミッシングリンクが未だ存在するなど、基礎的な社会資本整備に地域間格差が存在している。社会資本整備は産業や雇用を創出し、地域に活力と魅力をもたらす、地方創生を支えるまさに重要な要素である。しかしながら、地方と東京圏、あるいは太平洋側と日本海側など、地域間格差が大きい。そのため、人や企業の地方分散に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正を行うこと。

国土軸の複線化・多軸型国土の形成

- 国のあるべき姿として、防災・減災対策を徹底するとともに、大規模災害時にも機能するリダンダンシー（代替機能性）を持つことが不可欠である。そのため、太平洋側に対する日本海国土軸をはじめ、北東国土軸、太平洋新国土軸及び西日本国土軸を形成するなど、多軸型国土の形成を国家的戦略として構築すること。

7 地方創生に必要な財源の確保

地方が地方創生に係る事業を円滑に実施するには、必要な財源を継続的に確保することが極めて重要であり、国においては以下の措置を実行していただきたい。

「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充

- 地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくために、平成27年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を拡充するとともに、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すること。

新型交付金の創設

- 地方創生の取組を深化させるための新型交付金については、地域間連携や民間各セクター等多様な主体との協働など、先進的あるいは高い効果が見込める施策や、従来の隘路にも対応できる、タテ割りの個別補助金ではない包括的なものとする。

- 事業内容を公表して目標管理を適切に行うなど、地方団体が責任を負う一方で、交付金の趣旨に沿った事業を行う場合には、対象分野、対象経費の制約などは大胆に排除するほか、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、少なくとも当面の5年間を見据えて施策展開を図れるよう継続的なものとする。

- 平成26年度補正予算において1,700億円の地方創生先行型の交付金が措置されたところであるが、今後、地方創生の具体的な取組が本格化するにあたり、新型交付金に対する地方の期待が高まっていることから、その内容や規模について、地方の意見等を十分に踏まえる形で、更なる検討を進めるとともに、地方創生関連補助金等についても、新たな発想や創意工夫を活かせるよう、要件の緩和など弾力的な取扱いを行うこと。

国と地方の協議の場における岡下会長発言内容（1面から）

地方財政対策については、社会保障関係費の増大や地域の防災・安全対策、地域経済の振興など地域の活性化対策に的確に対応するため、地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保をお願いする。

さらに、地方創生の推進、人口減少対策等への取り組みを確かなものとするためにも、必要な歳出を別枠で地方財政計画に計上するなど、地域のそれぞれの実情を踏まえた措置を今後とも引き続き講じられたい。

税制改正については、法人実効税率や自動車関連税制の見直しに当たり、必要な地方税財源

を確保し、地方財政に影響を与えることのないようお願いする。償却資産に係る固定資産税、ゴルフ場利用税については、現行制度を堅持されたい。

東日本大震災からの復旧・復興については、発災から4年半以上が既に経過し、これまでの間に、国において、各種支援策の実施により被災地の復旧・復興に尽力していることに、心から感謝申し上げる。本会としても被災地の一日も早い復旧・復興に向け、全力で支援を行っていく決意である。今後とも国の総力を結集し、万全の措置を講じられたい。

- 新型交付金に係る地方の財政負担については、地方団体が着実に執行することができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

II 地方分権の更なる推進

分権改革の推進と地方の決意

- 現在、地方創生の実現に向け、国・地方一体となった取組が進みつつあるが、地方は自ら地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主的・主体的に取組を進めていく決意である。分権型社会の確立は、まさにその基盤となるものであり、地方分権改革をより一層進める必要がある。

提案募集方式について政府の強いリーダーシップを

- 「提案募集方式」については、二年目の募集に応じ、意欲と知恵がある地方からの具体的な提案が数多く提出された。しかしながら、各府省の第2次回答では提案内容に対処困難や今後検討とされたものが多くなっている。このような各府省の対応は、地方の自立への意欲を削ぎ、地方創生の実現に大きな支障となる。

- 地方からの提案を真摯に受け止め、地方分権改革推進部長の安倍総理のもと、各大臣がリーダーシップを発揮し、地方分権改革有識者会議を有効に活用しながら、提案をいかにして実現するかという断固たる姿勢で提案の実現に取り組むこと。

- 提案の検討に当たっては、地方の意欲及び個性を尊重するために「手挙げ方式」を積極的に活用するなど地方の提案が活かされるよう柔軟な対応を行うこと。

- また、昨年度の検討の結果、「検討を行う」とされた提案については、政府全体として適切なフォローアップを行い、提案の実現を図ること。

更なる権限移譲、義務付け・枠付けの見直し

- 地方創生の実現に向けては、ハローワークの地方移管など、地方からの要望の強い分野を中心に、国と地方の役割分担の観点から、地方への事務・権限の移譲や「従うべき基準」の参酌すべき基準化を含めた義務付け・枠付けの見直しを行うことを前提とし、地方に委ねることによる特段の支障等を立証できない限り移譲・見直しを実行する取組も併せて進めること。

その他

- 第5次地方分権一括法による事務・権限の移譲等を円滑に進めるため、地方の意見を十分に反映して、財源措置、移譲等のスケジュール、研修の実施・マニュアルの整備等について、具体的な検討と調整を確実に進めること。

に移転を実現すること。また、政府関係機関の地方移転は今回限りの一過性のものでなく、今後も国家戦略として継続して検討を行うこと。

移転経費の負担のあり方

- 移転に伴う用地の確保、施設の建設、職員住居の確保など、移転に要する経費については、国において負担することを原則とし、移転先自治体に負担を強制しないこと。

3 地域経済の再生と雇用創出の強力な推進及び人材育成と若者の就労支援の強化

地方への新しいひとの流れをつくるためには、地方における雇用の創出が不可欠である。

地方は、今後とも地域経済の活性化や雇用対策に全力で取り組むが、国は、国全体の活力が強化される大胆な産業政策を講じて、国が担うべき地域間格差の是正や多様性と活力に満ち溢れた地域の創出に取り組むべきである。また、地方の基幹産業である農林水産業を成長産業へ発展させるよう、国として積極的な施策を講じるべきである。

そのため、国は以下の地方の取組を支援する施策を充実していただきたい。

地方への企業移転促進と新分野の企業支援等による地域経済の再生

- 平成27年度税制改正で創設された「地方拠点強化税制」が企業にとってより活用しやすいものとなるよう、所得拡大促進税制との併用を認めること、対象地域の指定を柔軟に行うことなど、運用や制度の拡充を図ること。
- 地方への本社機能移転に限らず、生産・業務拠点などに係る建屋・設備の整備費や土地購入などの初期投資に対する国の助成制度の創設など、地方への企業移転促進をさらに強力に実施すること。
- 地域経済の再生には、地域資源や強みを活かした成長産業育成のほか、新分野進出や新商品開発などに積極果敢にチャレンジする企業を国として強力に支援すること。
- 地域の自然特性を活かした太陽光発電や風力発電、水力発電、地熱発電、潮流発電、森林資源を活用したバイオマス発電等の拡大など、更なる再生可能エネルギーの導入拡大を進めること。

農林水産業の再生に向けた取組の強化

- 新規就業者の確保のための担い手支援、6次産業化の推進、都市に住む若者を中心とした「田園回帰」の促進等の取組を強化し、地方における重要な産業である農林水産業の再生を図ること。

雇用環境の改善・女性の活躍推進

- 若者や女性がより働きやすい環境を整備するため、正社員雇用の拡大、非正規雇用労働者の正社員への転換の促進など、地方における雇用環境の改善に資する制度の充実を図ること。
- 女性の管理職登用や職域拡大などを進めることや、女性リーダーの育成を図ること等により、女性就業率や指導的地位に占める女性の割合を着実に高める施策を講じること。
- 仕事をしてきた女性が出産・育児を理由に退職することのないよう、仕事と家庭の両立支援対策の推進、貧困等困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境整備など、女性の活躍に関する政策の強化を図ること。

4 少子化対策の抜本強化

少子化対策は、これまで地方がライフステージに応じた施策をその実情に合わせて行ってきたところであるが、さらに幼児から大学までの教育政策、年金などの社会保障制度、住宅政策から税制に至るまで、国は、国家的課題として、少子化対策の観点から、抜本的な転換を図るべきである。

特に、子育てで家庭の経済的・精神的負担を軽減するため、国は以下の大胆な人口減少対策を実行していただきたい。

子育てに係る経済的負担の大胆な軽減

- 現在、すべての地方自治体において子どもの医療費助成が行われているが、子どもの医療費助成等の地方単独事業を実施している市

町村に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、極めて不合理な措置であることから直ちに廃止すること。また、少子化対策は我が国における喫緊の国家的課題であることに鑑み、国の責任において、子どもの医療費助成制度を創設すること。

- 第2子の壁の打破に向けての仕事と子育ての両立支援策を充実するとともに、第3子以降の保育料無償化を行うなど多子世帯に対する思い切った経済的負担軽減を図ること。
少子化の厳しい現状を抜本的に改善するため、子どもが増えることによる経済的負担が軽減される制度の創設など、新たな支援の仕組みについて幅広く検討すること。

子ども・子育て支援新制度に必要な財源確保と更なる質の向上

- 子育て世代の不安を取り除くためにも、子ども・子育て会議で議論されたサービスの質・量の改善に向けた施策の完全実施に必要となる1兆円超の財源確保のための措置を確実に講じること。

地域少子化対策強化交付金の恒久化と弾力的な運用

- 地域少子化対策強化交付金は、新たな少子化対策の取組を後押しする役割を果たしており、地方の取組を一過性のものに終わらせないためにも当初予算化による恒久化を行い、さらには成果を挙げている先行事例を全国で展開できるよう弾力的な運用を行うことが必要である。

不妊治療等に対する支援の充実

- 子育て家庭等の負担軽減のため、一般不妊治療、人工授精治療及び男性不妊治療に対する国庫補助の導入などの支援等を拡充すること。

子どもの貧困対策等の抜本強化

- ひとり親家庭の就労形態の転換促進や児童養護施設等の子どもたちの自立支援の充実など、特に厳しい環境におかれた子どもたちの支援の強化を図ること。
- 必要な学力を確実に身につけられる体制の整備や放課後児童クラブ等の要件緩和、スクールソーシャルワーカー等の配置のための十分な財源確保など、貧困の世代間連鎖を断ち切るための教育面における貧困家庭に対する施策を充実すること。

- 子どもたちが将来に健全な夢を持つことができるよう、人格形成に大きな影響を与える学校教育の段階において、ライフ・デザイン教育を推進すること。

5 地域資源の国内外への発信

東京オリンピック・パラリンピックの開催が5年後に迫り、世界中から日本への注目がさらに高まる。こうしたことを背景に、近年好調に伸びている海外からの旅行者をもてなし、日本の文化で魅了することにより、更なる旅行者の増加、地域経済の好循環につながる事が期待される。

日本へ注目が集まる絶好の機会に、各地方において食、伝統文化や工芸などの貴重な資源を掘り起こし、磨きあげ、そして世界に向けて発信することが重要である。

そのため、国においては、「東京五輪を日本の五輪に」という認識の下、機運の醸成につながる全国的な取組を推進するとともに、以下の措置を実行していただきたい。

東京五輪に向けた地方の取組支援

- 東京オリンピック・パラリンピックに向けて、文化スポーツを活かしたまちづくりのために、ユニバーサルデザインやバリアフリーの推進を含め、地方が実施する基盤施設の整備や既存施設の更新・機能向上に対する財源措置、日本の伝統文化を発信する場の創設、地域の特色ある産物の普及促進、地方における選手強化の取組や事前キャンプの誘致など、地方の取組を支援すること。

国による情報発信の充実

- 各地域の地場産品や農林水産物の海外市場を開拓するため、国は積極的に情報発信を行うとともに、地方自治体が円滑に海外市場にアクセスできるよう、JETROをはじめ、ノウハウを持った政府関係機関による一元的な相談・支援体制の強化、財政的な支援制度

- 自動車取得税の7割は市町村に交付されており、市町村にとって重要な財源であることから、環境性能課税の導入等によっても十分な対応が困難な場合には、さらなる措置により確実に財源確保を図ること。
- 自動車税は、都道府県の基幹税であり、仮に自動車税の税率を引き下げるとの議論をする場合には、地方財政に影響を及ぼすことのないよう具体的な代替財源の確保を前提として行うこと。
- 償却資産に対する固定資産税については、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。
- ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、地滑り対策等の災害防止対策等、特有の行政需要に対応していること、また、その税収の7割が所在市町村に交付金として交付されており、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとっては貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- 地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例による上乗せ分について、用途を森林吸収源対策にも拡大し、その一部を地方の役割等に応じた税財源として確保する等、地球温暖化対策及び森林吸収源対策に関して地方団体が果たす役割を適切に反映した地方税財源の充実・強化のための制度を速やかに構築すること。

東日本大震災からの速やかな復旧・復興

- 東日本大震災からの復旧・復興について、国は、平成28年度以降5年間を「復興・創生期間」として新たな財政支援の枠組みを決定したところであるが、復旧・復興事業が遅滞せずに着実に実施できるよう、復旧・復興が完了するまでの間、国の責任において所要の財源を十分に確保し、万全の財政措置を講じること。
- 骨太の方針では、「復興事業・予算の在り方については、復興のステージの進展に応じて、事業メニュー、対象地域や終期の設定など不断の見直しを行い、費用対効果や効率性を精査しつつ、被災地の復興に真に資するものとしていく必要がある」とされたが、被災自治体の声を丁寧に聞き、復興に支障が生じないよう適切に対処すること。

防災・減災対策の推進

- 先般の「平成27年9月関東・東北豪雨」など、近年、大規模な地震や津波、集中豪雨等が発生し、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。このことから、国民の生命・財産を守るための社会資本整備に十分な予算を確保すること。また、地方においても計画的に対策に取り組めるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化・拡充など、国土強靱化と防災・減災対策を加速するための財源を確保すること。

地域医療介護総合確保基金の確保

- 基金は、消費税及び地方消費税の引上げ分が充てられる社会保障の充実施策の一つに位置づけられており、地域ごとの実情に応じた「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」という制度改革趣旨を踏まえ、その配分にあたっては地方団体の意向を十分に踏まえるとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、将来にわたり十分な財源を確保すること。

子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止

- 現在、すべての地方自治体において子どもの医療費助成が行われているが、子どもの医療費助成等の地方単独事業を実施している市町村に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、極めて不合理な措置であることから直ちに廃止すること。また、少子化対策は我が国における喫緊の国家的課題であることに鑑み、国の責任において、子どもの医療費助成制度を創設すること。

教職員定数と財源の充実確保

- 現在の教育現場は、特別な配慮を必要とする児童生徒が増加する等、課題が複雑かつ困難化している状況にあることから、国においては、これらの課題に対処できるよう教職員等の人材と財源の充実確保が必要であり、今後の少子化の見通しを踏まえた機械的試算により小中学校の教職員定数の合理化を図り教育費を削減することは、

決して行うべきではないこと。

TPP協定への対応

- TPP協定について、政府は、その内容と地方経済や国民生活全般に与える影響等について明確な説明をするともに、地方における重要な産業である農林水産業が、将来にわたり持続的に発展していけるよう、それぞれの地域の特性に応じ再生・強化に向けた施策を講じること。

地方創生、地方分権改革の推進に向けて

平成27年10月14日
地方六団体

I 地方創生の更なる推進

地方創生は本格的実施の段階に入っており、我々地方は、地域の実情に応じ、その個性を生かしながら新たな価値を生み出す取組を全力で進めており、地方創生を日本創成につなげていくという強い決意と覚悟をもって行動していく考えである。

地方創生、ひいては日本創成の実現には、ソフト・ハード両面にわたる基盤づくりのための国の主体的な行動が不可欠であり、国にあっては、教育、社会保障から税制まで少子化対策に係る制度を抜本的に見直すほか、多極型・多軸型国土形成のためのインフラ整備など本来の国の役割をしっかりと担っていくべきである。さらに、地方が行う多様な先行的取組や好事例の全国展開等に対して支援を行うべきである。

そのため、閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を着実に実行するとともに、特に、以下の項目について、速やかに実行することを強く求める。

1 地方への移住定住政策の加速

東京圏への一極集中を是正するためには、地方から東京圏への人口流出に歯止めをかけるとともに、地方への人の流れをつくる必要がある。また今後、人口減少が加速する地方において、地域の活力を維持するためには、人を呼び込み若者から高齢者まであらゆる年代の地方回帰を促進する必要がある。

地方への人の流れを生み出すにあたり、地方は地方の特徴を生かした政策を実施するが、国においても国民的な地方回帰の意識醸成を図るほか、さらに実効性のある対策を講じるべきである。そのため国は以下の地方への移住定住政策を実行していただきたい。

地方への移住定住や二地域居住の促進

- 国においては、「そうだ、地方で暮らそう！」国民会議等による全国的なキャンペーン等を一層強化するとともに、地方での生活に価値を見出し、積極的に地方への移住定住や二地域居住を選択するような国民的意識を醸成すること。

- 地方回帰の推進のためには、若者から高齢者の各世代にわたる移住の促進を図る必要がある。人口減少・少子高齢化が進む社会において、元気な高齢者の移住については、地方自治体が安心して積極的に対応できるようにするため、介護費用に関し、地方の負担増とならない、はっきりと目で見える形での制度改革が必要である。

地方大学等の運営基盤の充実

- 地方大学や専門学校等は地方に若者を留める受け皿になっている。学生の卒業後の地方での就職・定住に繋げるため、地方の国立大学の運営費交付金等の拡充、大学や専門学校等の新設・地方移転に伴う施設整備等に対する支援制度の創設など、地方大学等の運営基盤を充実すること。

2 国家戦略としての政府関係機関の地方移転

現在、政府は地方への新しいひとの流れをつくる方針のもと、政府関係機関の地方移転を検討しているが、「道府県等からの提案を受け、必要性・効果等について検証した上で地方への移転を進める」とするに留まっている。

企業本社機能等の地方移転の大きな流れを生み出すため、国は、自ら率先して、政府関係機関の地方移転を実行していただきたい。

数値目標化と検討の継続

- 東京圏から地方への人の流れを大きなうねりとするため、政府関係機関の地方移転を促進するための数値目標を設定するなど、确实

平成28年度予算概算要求等について

平成27年10月14日
地方六団体

我が国の景気は、緩やかな回復基調が続いているものの、4～6月期の実質GDP 2次速報値が前期比0.3%減、年率換算で1.2%の減少になり、さらに中国を始めとするアジア新興国等の景気下振れのリスクが懸念されるなど、景気の先行きに予断を許さない状況となっている。また、平成26年度補正予算による地域住民生活等緊急支援のための交付金による施策の実施等により、地域経済の下支えがなされてきているが、こうした施策の終了後の息切れも懸念される。国・地方が一体となって、強力な地域経済対策を講じていかなければ、アベノミクスの成果を地域の隅々にまで行きわたらせ、デフレからの脱却とその後の持続的成長を実現することは困難である。

政府が本年を「地方創生元年」と位置づける中、我々地方は、自主性と主体性をもって地域経済の活性化及び地方創生に全力を挙げて取り組み、地方だけでなく日本全体を変えていく、地方創生を日本創成につなげていくという強い決意と覚悟をもって臨んでいる。

こうした現下の状況を十分に踏まえ、国としても以下の措置を講じて頂きたい。

地方創生から日本創成へ

- 地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくために、平成27年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を拡充すること。
- 地方創生のための魅力ある地域資源を活かした緊要度の高いまちづくりなどを戦略的に推進するため、特別な地方債を創設し、その元利償還金について、交付税措置を講じること。特に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据え、事前キャンプや文化プログラム等を各地方で開催することは、地方創生の一層の推進に資することから、地方がその実情に応じ拠点となる公立スポーツ・文化施設の機能向上等を図ることができるよう、上記の対応を図ること。
- 平成27年度税制改正で創設された「地方拠点強化税制」が企業にとってより活用しやすいものとなるよう、所得拡大促進税制との併用を認めること、対象地域の指定を柔軟に行うことなど、運用や制度の拡充を図ること。
- 法人税・法人住民税の「企業版ふるさと納税」については、企業による創業地などへの貢献や、地方創生に取り組む地方団体のインセンティブとなると期待できる一方で、モラルハザードを招きかねないことから、その点に十分留意の上、地方団体の意見を踏まえて検討すること。
- 「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る地方交付税の算定に当たって、成果指標に徐々にシフトしていくことについて、努力している条件不利地域や財政力の弱い団体が、地方創生の目的を達成できるよう長期にわたる取組が必要であることを考慮すること。

新型交付金の創設

- 地方創生の取組を深化させるための新型交付金については、地域間連携や民間各セクター等多様な主体との協働など、先進的あるいは高い効果が見込める施策や、従来の隘路にも対応できる、タテ割りの個別補助金ではない包括的なものとする。
- 事業内容を公表して目標管理を適切に行うなど、地方団体が責任を負う一方で、交付金の趣旨に沿った事業を行う場合には、対象分野、対象経費の制約などは大胆に排除するほか、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、少なくとも当面の5年間を見据えて施策展開を図れるよう継続的なものとする。
- 平成26年度補正予算において1,700億円の地方創生先行型の交付金が措置されたところであるが、今後、地方創生の具体の取組が本格化するにあたり、新型交付金に対する地方の期待が高まっていることから、その内容や規模について、地方の意見等を十分に踏まえる形で、更なる検討を進めるとともに、地方創生関連補助金等についても、新たな発想や創意工夫を活かせるよう、要件の緩和など弾力的な取扱いを行うこと。

- 新型交付金に係る地方の財政負担については、地方団体が着実に執行することができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」1兆円とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保

- 今後、社会保障関係費がさらに増嵩し、少子化対策など新たな経費が必要となることなどを踏まえ、地方が、地方創生・人口減少対策をはじめ、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。
- 地方歳出の大半は、法令等で義務付けられた経費や国の補助事業であり、国の制度や法令の見直しを行わず、仮に一律に歳出削減が断行されれば、住民の安全・安心を支える基礎的な行政サービスの確保さえ不可能となる恐れがある。いわゆるトップランナー方式を含む地方歳出の効率化を議論する場合は、地方の財政力や行政コストの差は、人口や地理的条件など、歳出削減努力以外の差によることも大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないことに十分留意すること。
- 地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財政調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。また、地方の財源不足の補てんについては、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直し等を行うこと。仮に臨時財政対策債を発行する場合でも、その発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確実に確保すること。
- 地方財政計画の策定に当たっては、高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や人口減少・少子化対策への対応、地域経済・雇用対策に係る歳出を特別枠で実質的に確保してきたこと等を踏まえ、歳出特別枠及びそれに伴う国の別枠加算を実質的に確保し、必要な歳出を確実に計上すること。

地方創生の基盤となる税財源の確保

- 平成29年4月の消費税・地方消費税10%への引上げを確実にを行うため、国と地方が連携・協力し、地方創生や地域活性化対策、企業の増益を賃金上昇につなげ個人消費を拡大させる施策などに取り組み、地域の経済状況を好転させること。
なお、平成26年度においては、補正予算（4,200億円の交付金等）により地域経済の下支えを行ってきたところであるが、こうした施策の終了後の息切れも懸念されることに留意すること。
- 地方消費税は偏在性が比較的小さな税ではあるものの、一人当たり2倍程度の税収格差が存在しており、今後も地方税源の更なる充実を実現していくため、消費税・地方消費税の引上げと併せて、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- 消費税の軽減税率の導入については、対象品目の線引きや区分経理の方式など、検討を要する課題が多岐にわたるため、その導入時期については慎重に検討すべきであり、実際に導入する際には、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、代替税財源を確保する方策を同時に講ずること。
また、先般財務省から示された「日本版軽減税率制度」（案）については、環境整備などの問題も多いことから慎重に検討すること。
- 今後数年で法人実効税率を20%台まで引き下げる場合には、地方の財政運営に支障が生じないよう必要な税財源を確保し、最終的には恒久減税には恒久財源が確保されるようにすること。
- 法人税改革を継続する中で、外形標準課税の更なる拡大や適用対象法人のあり方等について検討を行う際には、地域経済への影響を踏まえて、中小法人への適用については慎重に検討すること。
- 消費税・地方消費税10%への引上げ時における車体課税の見直しについて、自動車取得税廃止の際は、自動車税・軽自動車税の環境性能課税など他の車体課税に係る措置と併せて講ずることとされていることを踏まえ、地方団体の財政運営に支障が生じることのないよう安定的な代替税財源の確保を同時に図ること。
また、平成29年4月に導入予定の環境性能課税については、各地方団体における条例の制定や納税者への周知を含めた実務上の準備等に一定の時間を要することから、平成28年度税制改正において具体的な制度設計を行うこと。

総務大臣感謝状贈呈式

市議23名に贈呈

「平成27年度都道府県議会議員及び市町村議会議員総務大臣感謝状贈呈式」が10月16日、ルポール翅町で挙行され、岡下勝彦・本会会長（高松市議会議長）が来賓として出席した。

総務大臣感謝状は、地方議会議員として通算35年以上在職し、地方自治の発展に顕著な功労があったと認められる者に贈呈される。本年度の被贈呈者は50名。うち、市議会議員は23名（下掲）。

式典では、高市早苗・総務大臣の代理として、土屋正忠・総務副大臣から式辞が述べられた後、感謝状並びに記念品贈呈において、市議会議員を代表し、森三郎・三沢市議会議員が受領した。



式辞を述べる土屋総務副大臣

その後、来賓祝辞、他の来賓と総務省の紹介、祝電披露の後、被贈呈者代表から謝辞があった。



感謝状を受領する森議員（左）

※市議会議員の被贈呈者

- ▽竹島勝昭（十和田）▽戸来傳（同）▽森三郎（三沢）▽堤喜一郎（同）▽佐藤惠喜（登米）▽佐藤勇（栗原）▽山腰進（古河）▽風間裁司（鹿嶋）▽芳田利雄（鹿沼）▽村尾光子（下野）▽高野和孝（桶川）▽鶴澤治（成田）▽中村昌治（柏）▽高梨良勝（富津）▽和田厚行（秦野）▽高橋泰一朗（京都）▽牧野芳治（真面）▽松本雪美（泉南）▽荻田元近（西条）



紹介を受ける岡下会長

広域協が役員会を開催（於・海南省）

全国広域連携市議会協議会（会長▽宮本勝利・海南省議会議長）は10月15日、海南省で正副会長・監事・相談役会議を開催した。

会議では、宮本会長の挨拶の後、神出政巳・海南省市長が挨拶した。続いて、講演の後、事務報告を了承し、協議に入った。協議では、はじめに、26年



広域協会会長 宮本勝利（海南省）

度会計決算について、了承。10月30日開催の第64回理事会（28年2月3日開催の第47回総会）に報告する。次に、広域連

携施策に関する要望案について、原案の通り了承し、理事会に提案することとした。続いて、理事会の運営について、今後の運営について、それぞれ説明の通り運営することとした。また、アンケート調査について、広域連携の状況等に関し、加盟市を対象に実施することを了承した。なお、講演では、吉田昌生・藤白神社宮司から「歴史から学ぶ新しいまちづくり」と題する説明を聴取した。

基地協が役員会を開催（於・横須賀市）

全国市議会議長会基地協議会（会長▽板橋衛・横須賀市議会議長）は10月21日、横須賀市で正副会長・監事・相談役会を開催した。

会議では、板橋会長の挨拶の後、吉田雄人・横須賀市長が挨拶した。続いて、事務報告を了承し、協議に入った。協議では、はじめに、26年度会計決算について、11月24日開催の第84回理事会に提出



基地協会会長 板橋衛（横須賀市）

することとした。次に、基地対策関係施策の充実強化に関する要望案について、続いて、28年度負担金算出基準案について、それぞれ原案の通り了承し、理事会に提案することとした。また、理事会及び衆

第25回専門小委が開催

第31次地方制度調査会第25回専門小委員会（委員長▽長谷部恭男・早稲田大学教授）は10月23日、総務省で開催した。

審議では、「人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方、議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方について」を議題とし、総合的な論点整理案について議論した。今回で審議項目の個別の議論は終了し、次回からは最終的な答申に向けた素案の議論に入る。

議会所在地変更

- ▽渋谷区（東京都） 150-8010 東京都渋谷区渋谷1-18-21 電話番号、ファクス番号は変更なし
- ▽土浦市（茨城県） 300-8686 茨城県土浦市大和町9-1 電話番号、ファクス番号は変更なし
- ▽木更津市（千葉県） 292-8501 千葉県木更津市富士見1-2-1 電話番号、ファクス番号は変更なし

11月5日現在の都市数 813団体

うち	
指定都市	20市
中核市	45市
施行時特例市	39市
一般市	686市
特別区	23区